

重要事項説明書

利用者に対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第37号（厚生労働省令第79号改正）第8条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 芳英会
所在地	千葉県市川市国府台3-3-16
代表者名	理事長 吉野 英
電話番号	(047) 374-0056

2. 介護保険法令に基づき千葉県知事から指定を受けている事業所

事業所名称／指定番号	居宅介護サービスの種類
つばさ訪問看護ステーション 1262790236（介護保険事業者コード）	訪問看護・介護予防訪問看護

3. 利用事業所

事業者名称	つばさ訪問看護ステーション
所在地	千葉県市川市曾谷6-3-1
代表者名	理事長 吉野 英
電話番号	(047) 314-5117

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、医療・介護の両面から身体機能の維持回復と在宅療養におけるQOL（生活の質）を確保するために、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- 1) つばさ訪問看護ステーションの看護師その他の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- 2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 3) 看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して質向上を図ります。

5. ご利用事業所の職員体制（令和6年4月現在）

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1	0	1
看護師	17	3	20
理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士	0	19	19

※管理者は兼務

6. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 (除外日：土・日・祝日及び12月30日～1月3日 お盆3日間)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

7. 営業地域

営業地域	市川、市川南、大洲、新田、大和田、東大和田、菅野、東菅野、平田、南八幡、八幡、鬼高、鬼越、東国分、中国分、国分、稲越町、北国分、国府台、真間、須和田、曾谷、堀之内、大野町、南大野、若宮、下貝塚、宮久保、奉免町、北方、本北方、北方町、高石神、中山、松戸市（秋山一部地域・高塚新田一部地域・紙敷一部地域）とする。また、事情によっては、それ以外の地域であっても相談に応じます。
------	---

8. 利用料

基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けとるものとします。ただしサービスを提供する上で別途必要になった費用は実費負担となります。

9. 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡します。営業日・営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとり、必要時訪問します。

10. 暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。

11. 苦情申し立て窓口

つばさ訪問看護ステーション 伊藤 英子 047-314-5117
千葉県国民健康保健団体連合会 相談窓口 043-254-7428
市川市市役所 介護保険課 047-334-1173
松戸市市役所 介護保険課* 047-366-7370
船橋市市役所 介護保険課* 047-436-3307
東京都国民健康保健団体連合会 相談窓口* 03-6238-0177
葛飾区役所 介護保険課* 03-5654-8248
*は住所地特例

令和 年 月 日

訪問看護の提供を開始するに当たり、利用者に対して「重要事項説明書」「利用料案内」に基づいて、重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

医療法人社団 芳英会
つばさ訪問看護ステーション

説明者 伊藤 英子 印

私は本書面により事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項・利用料の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
家族 (代理人)	住所	
	氏名	印